

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月から6年3月まで

私は、昭和44年8月31日に会社を退職し、同年10月に結婚して、その後役場の指導により45年4月に国民年金に加入しました。平成15年5月8日付けで、社会保険事務所から、平成5年12月から6年3月までの4か月分が申請免除になっているとの追納勧奨状が届きました。しかし、私は免除の申請書は一切提出しておりません。青色申告書と帳簿の写しを添付しますので、ご審議ください。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月に国民年金に加入後、60歳に到達する前月までの期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付済みであることから、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、一度も免除の申請をした覚えが無く、国民年金保険料は納付していたと主張しており、申立人が所持する平成5年分及び6年分の確定申告書控には、申立人の国民年金保険料の当該年分の納付額の記載があり、その金額は、申立期間を含む当時の1年分の保険料額に相当し、一緒に提出されている申告書の資料メモにも同金額の記載がある。

さらに、申立人に係る社会保険庁の被保険者記録から、平成6年度以降の申請免除の記録が訂正されていることが確認でき、申立人は、免除を申請した後に当該年度の保険料を現年度納付したことが確認できるとともに、申立人は長年にわたって、1年間の保険料を2回から3回に分けて納付し、そのうちの1回は3月又は4月に納付していることも確認でき、申立期間の保険料も同時期に納付していたと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、A組合で納付したと記憶しており、当時、同組合はB町において、国民年金保険料の納付可能な金融機関であったことから、申立人の主張に不合理な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 414

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

結婚後、地方公務員の夫に多額の借金があることを知り、将来が不安になった私は、結婚前の勤務先でお世話になった方に相談し、国民年金に任意加入した。保険料は私自身の内職収入から納付していた。離婚をずっと考えていたので、老後や万が一障害を負った時の年金はとても大切に思っていた。未納無く納付を続けてきたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 年と比較的短期間であり、また、申立人は、申立期間を除き未納が無く納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は結婚生活の不安定さから自身の将来に不安を感じ、年金は大切なものであるとの認識を持っていたため、国民年金に任意加入し納付を継続していたとしており、保険料を納付しなければならないとの強い意志がうかがえる。

さらに、申立人は高級服を仕立てる内職で、かなりの収入を得ていたとしており、保険料を数か月まとめて納付するなど、保険料を納付する資力は十分あったものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から44年10月まで

A市に転入した際、市役所の職員から勧められたこともあり、付加年金を含めて、国民年金の加入手続を行った。

出産前だったので、市役所の職員に半年ごとに自宅に集金に来てもらうこととし、半年分ずつ現金にて保険料を納付した。

同時期に国民年金に加入した人は、その期間の保険料納付が認められ年金を受給している。

以上のことから申立期間の国民年金保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市で保管している国民年金被保険者の紙台帳には、申立人の氏名は無い上、社会保険事務所で保管している申立人の国民年金被保険者台帳によれば、申立期間の欄には斜線が引かれており未加入期間であることが確認できる。

また、申立人は、付加年金にも加入し、申立期間については付加保険料と併せて国民年金保険料を納付していたと主張しているが、付加年金の制度は昭和45年10月から始まっていることから、申立期間に付加保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳は、昭和45年12月14日にB県にて発行されており、申立人はこの他に手帳が発行されたことは無いと主張していることから、これが初めて申立人に対し発行された国民年金手帳と考えられるが、この時点において申立期間の一部は時効により保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から40年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から40年2月まで

私は、申立期間当時、学生であったが、父親がA村役場（現在のB村役場）に勤務していたこともあり、両親が私の国民年金の加入手続をしてきていたはずである。婦人会の方が集金に来て、母親が自分の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付していたはずである。私の弟には、学生時代の国民年金保険料の納付記録があり、母親も保険料を納付しているのに、私の保険料の納付記録だけ無いのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、両親が申立人の国民年金の加入手続をして、申立人の母親が婦人会の集金で自分の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料を納付してくれたはずであると主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、現在申立人が所持している年金手帳の記号番号も昭和40年3月に大学を卒業し、就職して厚生年金保険に加入した時のものであり、社会保険事務所に保管している国民年金手帳記号番号払出簿にも、申立人の国民年金手帳記号番号が払出された記録は無い。

また、申立人は大学入学時の昭和36年3月に、C市の叔母の住居に住民票を異動し、卒業するまで住民票の住所はそのままであったため、20歳の時点でB村において、国民年金に加入することはできない上、C市で国民年金に加入したとしても、B村の婦人会の集金で納付することはできない。

さらに、申立期間当時、申立人の弟の国民年金加入資格は強制となっているが、申立人は任意となっている。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、申立期間について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から63年3月まで

私は、学校を卒業後、家業の造園業に就き、20歳の時、両親に勧められ国民年金に加入した。当時、婦人会が国民年金保険料の納付手続の取りまとめをしていたため、母親に納付してもらった。結婚後は、私の妻が婦人会を通じ保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、独身の時は婦人会の持ち寄り集金による国民年金保険料の納付を申立人の母親に任せており、結婚後は、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年10月1日に払出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大半が時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の母親及び妻はそのことを覚えておらず、申立期間当時の国民年金への加入手続や保険料の納付金額を把握することができず、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 6 月から 57 年 3 月までの期間及び 57 年 7 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 6 月から 57 年 3 月まで
② 昭和 57 年 7 月から 63 年 3 月まで

私は、結婚して 20 歳になった時、義母に勧められ国民年金に加入した。それ以降、主人と私の国民年金保険料を義母に渡し、婦人会の集会所での持ち寄り集金で納付してもらった。昭和 63 年 4 月より直接、A 市役所へ振込納付に変更したが、申立期間の保険料の記録が未納になっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の義母に申立人夫婦の国民年金保険料を渡し婦人会の持ち寄り集金で納付してもらっていたと主張しているが、社会保険事務所が保管している特殊台帳（マイクロフィルム）によると、申立人の同台帳の昭和 56 年度の摘要欄には、「催告 57、7」、57 年度の摘要欄には、「催告 58、7」及び 58 年度の摘要欄には、「催告 59、7」の記録があり、催告により保険料を納付した記録も確認できない。

また、申立人は申立期間の保険料納付について、保険料を納付するため、たまに集会所へ行ったことがあると主張しているが、記憶が不明確であり、申立人が集会所において保険料を納付したとする期間以外は、申立人の義母に保険料の納付を任せたと主張しているが、その義母も保険料を納付したことを覚えておらず、申立期間当時の保険料の納付金額を把握することができず、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 419

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月から63年12月まで

私は、高校卒業後、家業の造園業に就き、20歳の時、父親に勧められ国民年金に加入した。申立期間当時、婦人会の持ち寄り集金であったので、同居の母親に国民年金保険料の納付を任せた。昭和62年6月に自宅を新築し、両親等と別居してからも、63年4月A市役所へ直接振込に変更するまで母親が保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料の記録が未納になっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、婦人会の持ち寄り集金による国民年金保険料の納付を申立人の母親に任せていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年11月7日に払出されていることが確認でき、この時点では申立期間のほぼ半分は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の母親はそのことを覚えておらず、申立期間当時の国民年金への加入手続や、保険料の納付金額等を把握することができず、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 12 月 1 日から 36 年 5 月 17 日まで
② 昭和 36 年 5 月 17 日から同年 11 月 15 日まで

私は昭和 36 年 11 月 14 日に結婚準備のため退職した。退職金は無く、また厚生年金保険被保険者証は見たことも無い。退職後、会社には結婚祝いのお返しを持って 1 回行っただけである。当時、脱退手当金という制度があることは知らず、請求したことも受領した憶えも無い。15,429 円という金額は当時の私にとっては大金であり、受領していたならば憶えているはずなので、脱退手当金支給記録を取り消して被保険者期間として復活させるよう申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁で保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳により、申立人の脱退手当金の決定に当たり、当時は、社会保険事務所が厚生省（当時）へ被保険者記録を照会しており、それに基づき厚生省（当時）が社会保険事務所に対し昭和 37 年 2 月 7 日に回答を行っていることが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後であり、厚生省（当時）が社会保険事務所に被保険者記録の回答を行った日から約 2 か月後の昭和 37 年 4 月 3 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年12月1日から34年10月1日まで
② 昭和35年12月1日から36年8月1日まで

私は、昭和36年7月末でA社を出産のため退職し、9月9日に出産しました。10月頃にA社に厚生年金の脱退手当金に関する事で電話を入れたところ、加入期間が規定に足りないので脱退手当金は受給できないと言われました。自分でも不審に思いながらも育児に追われていたため、それ以上は追究せずにそのままに終わりました。

でも46年たった今も昭和36年10月10日支給となっている脱退手当金は受け取れなかった事をはっきりと覚えています。そのころは、出産後間もない時期であり、脱退手当金の手続きをすることなど不可能でありました。

これが真実ですので、記録の訂正をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、申立人においては申立期間②のA社での被保険者期間は8か月であるため、その期間のみでは脱退手当金の支給要件である被保険者期間の2年以上には満たないが、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間①のB社での被保険者期間を合わせた期間を計算の基礎として支給されており、その脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い。

また、申立期間②のA社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給した旨の記載は無いものの、健康保険の給付を示す「給」表示が確認でき、申立期間①B社に係る申立人の被保険者原票には、脱退手当金を支給した旨を示す「脱」表示が確認できることから、出産のためA社

を退職したことも考え合わせると、その時に何らかの申請手続が行われたことが推察できる。

さらに、申立期間に係る脱退手当金が厚生年金保険の資格喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、脱退手当金が支給決定されたころは、出産後間もない時期であり、脱退手当金の手続きをすることなど不可能であったとの申立人の主張については、脱退手当金の支給を疑わせる事情とまでは考えられない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 29 年 1 月 5 日まで
昭和 27 年 4 月 1 日から A 社に勤務したが、厚生年金保険の記録が 29 年 1 月 5 日からしかない。勤務していた期間について厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立内容及び同僚の証言により、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社の事業を継承する B 社では、A 社に関する人事関係等の資料は現存しておらず、申立てどおりの届出を行ったかどうかは不明であるとしており、申立に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認することができない。

また、昭和 27 年から 29 年までの期間に A 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚 6 人に入社日について聴取したところ、記憶していないとする 1 人を除き、5 人が厚生年金保険の資格取得年月日より以前に入社したとしていることから、申立期間当時、事業主は、入社と同時に厚生年金保険の資格取得手続を行っていなかったものと考えられる。

さらに、昭和 27 年から 29 年までの間、A 社の厚生年金保険被保険者名簿の健康保険証の整理番号に欠番は見られず、申立人の記録は 29 年 1 月 5 日の資格取得だけであることから、申立期間について、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年9月27日から26年1月1日まで
② 昭和27年5月20日から33年2月1日まで

私は、友人に誘われ、昭和25年9月27日にA製作所に入社した。昭和27年に競輪選手になりたいと思い、3か月から4か月ぐらい同製作所を休んで競輪選手になるための勉強をした。結局、競輪選手はあきらめて、少なくとも昭和27年の年末には同製作所に戻ったが、厚生年金保険被保険者期間が抜けているので申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当時の同僚の証言により、A製作所（現B社）に勤務していたことは推認される。しかし、社会保険事務所が保管している同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、入社日が違う従業員を昭和26年1月1日付けで9名分をまとめて資格取得していることが確認でき、社会保険の新規適用時（昭和25年6月10日）から同日までの間で申立人の氏名を確認することはできないほか、健康保険の整理番号に欠番はないことが確認できる。

申立期間②について、申立人は、昭和27年ころ3か月から4か月ぐらい同事業所を休み、少なくとも同年の年末までに同事業所に復帰したと申し立てているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同年5月20日付けで資格喪失していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管している昭和28年初夏ころまでの記号簿によると、27年11月6日に同事業所が認定廃止（全喪）していることが確認でき、復帰した際に資格取得できなかったと考えるのが自然であり、認定廃止に係る事務についても不自然な点はみられない。

さらに、A製作所は昭和32年12月21日にB社として法人設立し、その際に適用事業所の名称変更することなく、33年2月1日に社会保険の新規適用をされ、申立人の記録も同日から厚生年金保険の被保険者となっているのが確認できる。

加えて、申立人が、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。